

台風第12号の影響に伴う農作物被害防止対策（大雨）

令和5(2023)年9月1日

安足農業振興事務所

令和5年9月1日7時00分の気象庁の発表によると、台風第12号は、1日6時現在、南鳥島近海にあって、時速およそ20キロで北西へ進んでいます。

今後の台風情報に注意するとともに、台風が近づくなどした場合は、県内においても大雨等の影響が懸念されることから、以下の技術対策について早めに準備を行い、被害の未然防止を図りましょう。

I 共通

1 大雨対策

- (1) 大雨による冠水等が懸念されるので、排水路の点検を行い、浸水及び冠水時の速やかな排水に備える。
- (2) ゴミや刈り払った雑草が水路を塞がないよう、事前に取り除いておく。

2 事後対策の準備

- (1) 台風の影響による被害に備えて、速やかに回復措置がとれるよう、排水対策や施設等の修復、病害防除等の準備をしておく。

II 普通作物

1 水稲

- (1) 大雨により冠水したほ場は、速やかに排水に努める。
- (2) ほ場にゴミなどが流入した場合は、刈取の妨げにならないよう取り除く。
- (3) 降雨後の収穫は粒水分が高く、急激に乾燥すると胴割米が発生しやすいため、ゆっくり乾燥して(毎時乾減率0.8%以下)、品質低下を防ぐ。
- (4) 収穫直前のものは、できるだけ早めに収穫する。

2 大豆

- (1) 大雨による冠水及び浸水等に備えて、排水溝の点検をしておく。
- (2) 葉焼病や斑点細菌病を予防するため、必要に応じて登録薬剤を散布する。

III 野菜

1 全般

- (1) 大雨によるほ場の冠水及び浸水が懸念されるので、排水対策に努める。
- (2) 大雨により病気が発生しやすくなるので、必要に応じて薬剤防除を行う。

2 いちご

- (1) 炭疽病が発生しやすくなるので、必要に応じて薬剤防除を行う。
- (2) 育苗及び本ぼハウスの排水対策(補強、修繕、ハウス周辺排水対策)を行う。

- (3) 本ぼが浸水した場合は、ポンプアップ等で迅速に排水を行う。また、定植苗が浸水した場合は、病害対策として登録のある薬剤で防除を行う。
- (4) 浸水により本ぼの畝が崩れた場合は、土壤水分が適度になった後、畝上げ修復を行う。

IV 果 樹

1 全 般

- (1) 大雨に伴い病害の発生が懸念されるため、降雨前の防除を徹底する。
- (2) 大雨によるほ場の冠水及び浸水が懸念されるので、排水路（明きょ）を設置するなど排水対策を行う。
- (3) 収穫期を迎えた品目や品種は、果実の熟度を確認しながら適期収穫を徹底する。
- (4) 収穫が終わったほ場の多目的防災網は速やかに収納する。

V 花 き

1 全 般

- (1) 大雨によるほ場の浸水及び冠水が懸念されるので、排水対策に努める。
- (2) 大雨により病気が発生しやすくなるので、必要に応じて薬剤防除を実施する。

VI 畜 産

1 畜 舎

- (1) 雨水の流入が懸念される場合は、土のう等により対策を講じておく。
- (2) 車両や飼料、機器を水没しない場所へ移動しておく。
- (3) 大雨により浸水する可能性のある電気設備の防水対策を講じておく。
- (4) 堆肥舎への風雨の吹き込みにより堆肥や汚水が流出しないよう対策を講じる。
- (5) 堆肥をほ場に一時置きせず、速やかに散布・耕起し、ほ場外への流出を防止する。

VII 農地・農業水利施設について

- (1) 農地の冠水が予想される場合は、排水路の点検を行う。
- (2) 農業水利施設の巡視、動作点検（堰のゲート開閉等）、事前操作を行う等、適切な施設管理を実施する。
- (3) 特に、ため池の被害防止のため、事前に洪水吐・堤体等の点検、洪水吐の閉塞の原因となる流木、浮遊物の除去等を行うとともに貯留水の放流による水位低下に努める。
- (4) 災害発生後、最新の気象情報を収集し、土砂災害、河川の増水や氾濫に注意するなど、身の安全を確認した上で農地や農業水利施設の巡視及び点検を行う。
- (5) 被害が確認された場合は、市町や農業振興事務所へ速やかに連絡する。

○農作業安全の確保

気象庁が発表する最新の台風情報を入手し、**身の安全を確保した上で、農作業の実施を判断**しましょう。

9月～11月は「秋の農作業安全確認運動」の実施期間です。



高齢農業者の事故が多発しています！以下のことを心がけましょう。

- ・こまめな休息など、余裕を持った作業を行う。
- ・複数人での作業を基本とし、一人での作業の場合は携帯電話を持つ。
- ・家族や仲間で声をかけ合って、農作業の事故を防ごう！

○農薬ラベルの読み上げ運動

農薬の誤使用を防ぐため、農薬使用前には必ず**農薬ラベルを指さしながら声に出して読み上げ確認**を行いましょう！

農作物には登録農薬を使用し、使用基準を遵守しましょう！



- ①農薬容器のラベルをよく読み正しく使う
- ②農薬の飛散防止を徹底する
- ③農薬の使用状況を正確に記帳する

(注意)

- ※ 農薬の使用に当たっては、使用基準（適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を厳守する。同一成分の使用回数にも制限があるので注意する。
- ※ 農薬散布に当たっては、天候が回復した後の急激な気温上昇により薬害等が生じるおそれがあることから、事前に登録内容をよく確認の上、使用するとともに、散布時の飛散防止に十分注意する。